

令和7年8月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録  
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和7年第8回）議事録

1. 開催日時 令和7年8月18日（月曜日）午後2時20分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（20名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 2番 小 松 健    | 13番 佐 藤 榮 一 |
| 3番 齋 藤 誠    | 14番 畑 山 留美子 |
| 4番 庄 司 和 夫  | 15番 佐 藤 喜 勝 |
| 5番 佐々木 亨    | 16番 佐々木 剛   |
| 6番 伊 藤 直 子  | 17番 伊 藤 剛   |
| 7番 菅 原 文 克  | 19番 大 瀧 浪 雄 |
| 8番 板 垣 利 明  | 20番 佐々木 純 一 |
| 9番 三 浦 幸 夫  | 21番 小 野 晃 一 |
| 10番 吉 尾 麻 美 | 23番 真 坂 和 都 |
| 12番 佐 藤 源 樹 | 24番 富 樫 公 一 |

4. 欠席委員（4名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 佐 藤 崇    | 11番 巴 寛     |
| 18番 加 藤 三 敏 | 22番 豊 島 靖 喜 |

5. 議事日程第1号 令和7年8月18日（月曜日） 午後2時30分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第66号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第67号 農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件

第 6. 議案第68号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第69号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等  
促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 8. 議案第70号 農地法第18条第1項も規定に基づく賃貸借の解除について

第 9. 議案第71号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設  
定の件

第10. 議案第72号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断につ  
いて

第11. 議案第73号 由利本荘市農業委員会事務局処務規程の一部改正について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 事務局長      | 木 内 卓 朗 | 次 長       | 齊 藤 政 樹 |
| 農政班長      | 三 保 敦   | 次長兼農地班長   | 二 見 真 之 |
| 専門員       | 今 野 政 幸 | 主 査       | 小 助 川 洋 |
| 主査（矢島庶務班） | 田 口 達 也 | 主任（岩城庶務班） | 池 田 健 人 |

主事（由利庶務班） 畠 山 秀  
主事（東由利庶務班）石 渡 穰  
主事（鳥海庶務班） 佐 藤 海 士

主査（大内庶務班）佐々木 春 香  
主査（西目庶務班）巴 留美子

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

17番 伊 藤 剛  
19番 大 瀧 浪 雄

10. 会議の概要

○議長

これより令和7年8月4日公示招集されました、令和7年第8回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中20名であります。

1番佐藤崇委員、11番巴寛委員、18番加藤三敏委員、22番豊島靖喜委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第66号から議案第73号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、17番伊藤剛委員、19番大瀧浪雄委員の兩名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第66号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第66号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第66号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第66号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第67号「農地法第3条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第67号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第67号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第67号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第68号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第68号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨説明する。)

○議長

議案第68号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見

ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第68号は、申請が適法と認め許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は、申請が適法と認め許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第69号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案第69号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第69号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第69号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は、原案が適当と認め異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第70号「農地法第18条第1項の規定に基づく賃貸借の解除の件」を議題としますが、本議案につきましては、20番・佐々木純一委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【佐々木 純一委員退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第70号につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書5ページをご覧ください。取扱い1件です。

申請内容については記載のとおりです。

利用権設定期間中の賃貸借契約について解約等を行う場合、賃貸人・賃借人双方合意による合意解約、また、解除条件付き賃貸借において賃借人が農地を適正利用していないと認められ

る場合、などの一定条件を除き、農地法第18条第1項の規定に基づく、都道府県知事の許可を必要とします。なお、本市の取扱いにおいては、県より許可権限の移譲を受けていることから、農業委員会会長名での許可の発出となります。

申請農地は、賃貸人を代表取締役とする会社を債務者とする根抵当権が設定されており、今般、根抵当権者を申立人とする担保不動産競売事件にかかる特別売却が実施されることとなりました。

一方で、申請農地は、申請者を賃借人として旧農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定をしている農地であることから、特別売却の妨げとなる賃貸借契約の合意解約を試みたところですが、賃貸人と連絡がつかず合意による解約ができないことから、賃貸借の解除について許可申請を行ったものです。

解約の許可は、農地法第18条第2項に定める要件に合致している必要があります。本案件は、競売事件であることから、その手続に違法性や不当性がある場合を除き、賃貸人がその所有権を主張することができません。よって、農地法第18条第2項第6号に定める「その他正当の事由がある場合」に該当するものと考えられ、許可相当と判断いたします。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の対象となります。本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになります。

#### ○議長

議案第70号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第70号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

お諮りいたします。議案第70号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって議案第70号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【佐々木 純一委員着席】

#### ○議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第9、議案第71号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

#### ○事務局

議案第71号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などにより、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当とする旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議による意見聴取を必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可することとなる旨説明する。

#### ○議長

議案第71号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。  
調査員、19番大瀧浪雄委員。

○19番・大瀧浪雄委員

調査日時、出席者を説明し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第71号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。  
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第71号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。  
お諮りいたします。議案第71号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第72号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

申請地は、長期間耕作しておらず、雑草や雑木等が繁茂し原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨説明する。

○議長

議案第72号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐藤源樹委員。

○12番・佐藤源樹委員

調査日時並びに調査者を報告し、現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑草や雑木が繁茂し原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第72号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。  
ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第72号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断すること

にご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第72号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第73号「由利本荘市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第73号「由利本荘市農業委員会事務局処務規程の一部改正について」の内容をご説明いたします。

昨年開催しました委員全員協議会において、「地域計画」の策定に伴い、従前より農地転用許可までの期間が長くなることが見込まれる一方、認定農業者が農地転用により農業用施設を整備しようとする場合は、要件を満たせば、農地転用の手続が簡素化され、許可不要の特例を受けることができる旨ご説明をいたしました。また、特例適用可否の通知にあたっては、事務局長専決により取り扱うこととしてご説明したところ、いずれにおいても、委員の皆様より、特段の異論や修正点等出されませんでしたので、今回、その内容を反映しました由利本荘市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する議案を上程したところです。

以上です。

○議長

議案第73号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第73号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よって議案第73号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時49分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第 13 条第 1 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

伊 藤 剛

議事録署名委員

大 瀧 浪 雄